



令和 7 年保険業法改正－特別利益の提供に係る改正

令和 8 年 8 月 2 8 日

弁護士 佐藤 諒一

E-mail : sato_r@clo.gr.jp

第 1 はじめに

金融庁では、損害保険業界において発生した保険金不正請求事案や保険料調整行為事案を受け、令和 6 年 3 月から 6 月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）が、同年 9 月から 12 月にかけて「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（以下「WG」といいます。）が開催されました。

これらの議論を踏まえ第 217 回国会に提出された保険業法改正案は、令和 7 年 5 月 30 日に成立し、令和 8 年 6 月 1 日に施行されています（以下「改正法」といいます。）。

改正法は、主に、①特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化、②保険会社等に対する体制整備義務の強化、③特別利益の提供における対象範囲の拡大を内容としています。

本稿では、このうち、③特別利益の提供について、改正法のほか、改正保険業法施行規則（以下「改正規則」といいます。）や改正保険会社向けの総合的な監督指針（以下「改正監督指針」といいます。）も踏まえ、改正の全体像及び実務上のポイントを解説します。

第 2 特別利益の提供の概要

1 特別利益の提供とは

特別利益の提供は、法第 300 条第 1 項第 5 号に規定されており、その趣旨は、保険契約者間の公平性及び保険業の健全な発展にあるとされています¹。また、その要件は、①利益の提供主体、②利益の受け手、③保険募集等との関連性、④禁止行為に大別されます。

法第 300 条第 1 項柱書は、このうち、①について、保険会社や保険募集人など、

¹ 金融庁「「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書」15 頁
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf

一定の者が提供主体となることを、③について、保険契約の締結、保険募集等に「関して」、行われる行為を禁止対象とすると規定しています。

また、改正前は、同項第5号で、②について、「保険契約者又は被保険者」に対して行われることを、④について、「保険料の割引又は割戻し」と「その他特別の利益の提供」を約し、又は提供する行為を禁止することを規定していました。

2 WGでの議論

WGでは、保険契約者のグループ会社のゴルフ場やホテルの利用など、保険契約者の「グループ企業」のサービス利用や物品の購入、役務の提供（出向等を含む）等の「便宜供与」の実績が、保険契約の締結にあたり、重要な影響を及ぼしているとの問題意識が示されました²。このような状況は、保険契約者間の公平性を阻害するだけでなく、保険商品・サービスの内容で競争することが求められる保険会社の活力を失わせてしまうおそれもあるとの理解のもと、報告書では、以下の2点について、提言がなされました³。

- ・「特別の利益の提供」として禁止される行為の対象に、例えばサービスの利用や物品の購入、役務の提供等の便宜供与のうち、上記の趣旨に反するようなものを新たに含めるとともに、
- ・ 特別の利益の受け手の対象に、保険契約者又は被保険者のグループ企業を追加する必要がある。

3 改正法の概要

このような提言をうけ、改正法は、上記②及び④について、改正を行っています。

すなわち、②利益の受け手について、「保険契約者若しくは被保険者」に加え、「これらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を新たに規定しました。

また、④禁止行為について、「保険料の割引又は割戻し」に続き、「物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」を新たに加えたうえで、「その他特別利益の提供」を規定する形としています。

² 金融庁「「第3回 金融審議会 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」事務局説明資料」25頁 https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryoku/20241030/1.pdf

³ 前掲注1) 15～16頁

第3 「これらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」

1 規則第232条の2

改正法第300条第1項第5号が新たに規定する「内閣府令で定める密接な関係を有する者」とは、改正規則第232条の2各号に掲げる以下の者です。

- ①当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。）
- ②当該保険契約者又は被保険者の子法人等
- ③当該保険契約者又は被保険者を子法人等（令第13条の5の2第3項後段の規定により子法人等とみなされる者を除く。次号及び第5号において同じ。）とする親法人等（同項後段の規定により親法人等とみなされる者を除く。次号及び第5号において同じ。）
- ④当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の親法人等
- ⑤当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険契約者又は被保険者を除く。）
- ⑥当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第1号に掲げる者を除く。）

2 規則第234条第1項第1号との関係

上記のとおり、法第300条第1項第5号の利益の受け手について、新たに規定がされている一方で、引き続き、法第300条第1項第9号、規則第234条第1項第1号は、「何らの名義によってするかを問わず、法第300条第1項第5号に規定する行為の同項による禁止を免れる行為」を禁止しています。この点、パブリックコメントにおいて、規則第234条第1項第1号は、保険契約者若しくは被保険者又は規則第232条の2各号に定める者に該当しない場合であっても、法第300条第1項第5号の禁止を免れる行為を禁止するものであるとの理解が示されています⁴。

したがって、「保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と密接な関係を有する者」に該当せずとも、これらの者以外の第三者を相手方として特別利益の提供に係る規制を免れる行為については、法改正後も禁止されることに留意する必要があります。

⁴ 「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について」「（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.193

第4 物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの

1 対象範囲

改正法においては、禁止行為の対象が、ア．保険料の割引又は割戻し、イ．物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの、ウ．その他特別の利益の3つとなっています。

このうち、ア．については、従前のおり、金銭交付を主に想定していると考えられます。一方で、イ．の適用範囲について、「取引」とは何かという問題が、ウ．との区別との関係で生じます。

2 「取引」の定義

ここでいう「取引」とは、改正監督指針Ⅱ-4-2-2 (8) (注2) において、「保険契約に付帯されるサービス以外のものであって、売買その他保険契約者等との間で対価を伴い行われるものをいう。」と定義されています。したがって、ノベルティの提供のような無償で行われるものについては、ここでいう「取引」には含まれず、「その他特別の利益」に該当するかによって、判断されることとなります⁵。また、いわゆる付帯サービスについても同様に「その他特別の利益」の問題として判断されることとなります⁶。一方で、売買契約などの有償取引が、ここでいう「取引」に該当することとなります。

なお、例えば相場鑑定・リスクサベイなどについて、保険会社が法第97条第1項に定める「保険の引受け」にあたり必要な業務として行う場合には、そもそも改正法第300条第1項第5号に該当しないとの理解が示されています⁷。したがって、「取引」であるか否かを検討する以前に、「保険の引受け」にあたり必要な業務であるかを検討のうえ、これに該当する場合には、改正法第300条第1項第5号を検討する必要がないということになるといえます。

3 判断基準

「取引」に該当した場合、当該「取引」が「取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」であるかを判断することとなります。

この判断について、改正監督指針は以下の要素に照らして検討するものとしています。

⁵ 「令和7年改正保険業法（1年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について」「（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 7、No. 15、No. 31、No. 44等

⁶ 前掲注5）No. 35、No. 36、No. 39

⁷ 前掲注5）No. 34

- (ア) 保険会社又は保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定することとされていないか。
- (イ) 当該取引が、保険会社又は保険募集人の事業運営において必要性のないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なものとなっていないか。
- (ウ) 当該取引における、価格等の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか。
- (エ) 当該取引が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。

これらの各要素について総合的に勘案・考慮して、「取引上の社会通念に照らし相当」かを判断することとなるものの、(ア)に該当する場合には、特に取引上の社会通念に照らし相当であると認められないおそれがあることに留意する必要があるとされています⁸。

(1) 保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定する場合

ア (ア)では、主として、保険契約の締結等の条件として、一定の取引が行われる、又は取引内容について決定することを念頭においていると考えられます。「当該取引を行う」ケースとしては、例えば保険契約の締結等の条件として車両を購入するような場合が該当すると考えられます。また、「当該取引の内容を決定する」とは、特定の保険契約への加入を条件に、保険契約者等に販売する車両価格を値引くなどの行為が該当します（改正監督指針Ⅱ－4－2－2（8）①（注4））。

特に、保険募集と同時に非保険領域のサービスの提案を行うようなケースについては、保険契約の締結等を条件として取引内容が決定されているといった評価を受けないよう、例えば価格決定の根拠を明確にしておくなどの対応をすることが考えられます。

イ 上記のとおり、(ア)に該当する場合には、特に取引上の社会通念に照らし相当であると認められないおそれがあるとしています。一方で、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして

⁸ 前掲注5) No. 26

不相当と判断されるものではないと規定されています（改正監督指針Ⅱ－4－2－2（8）①（注3））。

これは、保険契約の締結等の前提として行うことに合理性がある場合には、顧客本位の業務運営の観点から、当該取引が社会通念上必要であることが明らかであることを理由として、例外的に、妥当性が認められるケースを例示したものとされています⁹。この点、事故防止・損害抑制に係るサービスであることのみをもってただちに特別利益の提供に該当しないわけではなく¹⁰、個別判断の必要があることに留意が必要です。また、事故防止・損害抑制に係るサービスは、あくまで例示であるとされています。したがって、例えば脱炭素取組を支援するサービスなど、「社会課題の解決に係るサービス」も同様に、保険契約の締結等の前提として提供されることが取引上の社会通念に照らし不相当と判断されないかについては、上記（注3）に係る趣旨に留意し、個別具体的に検討する必要があるとされております¹¹。

（2）事業運営において必要性のないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なもの

ここでは、必要性和過大性の2点を検討することとなります。例えば、車両を購入するようなケースについて、そもそも購入する必要がある場合には「事業運営において必要性のないもの」に、肯定された必要性に照らして明らかに不必要な台数を購入するような場合には「事業運営上の必要性に照らし過大なもの」にあたるものと考えられます。

（3）一般的な取引条件と比較し著しく不合理なもの

ここでいう「著しく不合理」とは、一般的な取引と当該取引の条件との差について、社会通念に照らして合理的な説明が困難であるような著しい差異がある場合を想定しているとされています¹²。特に企業間の取引においては、従前の取引関係等に応じて各社ごと条件に差があると考えられるところ、当該差異が許容されないわけではなく、ここでは「社会通念に照らして合理的な説明が困難か」によって判断されることとなります。

（4）公平性を著しく阻害するものとなっていないか

⁹ 前掲注5) No. 38、No. 41

¹⁰ 前掲注5) No. 38

¹¹ 前掲注5) No. 41

¹² 前掲注5) No. 28

当該判断要素は、特別利益の提供の禁止の趣旨から導かれているものといえます。この点、保険会社や保険代理店が物品購入をする際に、複数社の商品を導入するよりも1社に統一することで、経済合理性や利便性の観点でのメリットが享受できる場合があるところ、このような場合に特定の企業に購入先を統一したとしても、ただちに「保険契約者間の公平性を著しく阻害」するものではないとの考えが示されています¹³。

第5 保険代理店等に対する過度の便宜供与との関係性

令和7年8月28日付け監督指針改正により、保険代理店等に対する過度の便宜供与が規定されております（改正監督指針Ⅱ-4-2-12）。これは、保険代理店等を相手方とする点において、保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者を相手方とする特別利益の提供とは区別されます。

しかしながら、企業内代理店などにおいては、保険代理店が、保険契約者又は被保険者との関係において、規則第232条の2で定める密接な関係を有する者に該当することが考えられるところ、特別利益の提供と保険代理店等に対する過度の便宜供与が重複して適用されるケースが生じ得ます。

このような場合においては、当該企業代理店と「密接な関係を有する」保険契約者又は被保険者の保険契約の獲得を目的としている場合は、改正監督指針Ⅱ-4-2-2(8)の観点を、当該企業代理店における自社（保険会社）商品の優先的な取扱いをも目的としている場合は、改正監督指針Ⅱ-4-2-12の観点を確認し、当該取引の適切性を判断することが求められるとされています¹⁴。また、当該取引が保険契約者間の公平性を阻害し得る場合は、改正監督指針Ⅱ-4-2-2(8)の観点を、顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得る場合は、改正監督指針Ⅱ-4-2-12の観点を確認し、当該取引の適切性を判断するとの理解が示されています¹⁵。

これらの適用関係については、以下の表のとおり整理できると考えられます。

¹³ 前掲注5) No. 29

¹⁴ 前掲注5) No. 10

¹⁵ 前掲注14

	相手方	趣旨・目的
特別利益の提供	保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者の密接関係有者（規則232条の2第2号）	保険契約者間の公平性
保険代理店等に対する過度の便宜供与	保険代理店等 ：代理店の役員又は使用人、その他代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者や主要な取引先等	顧客の適切な商品選択の機会を確保

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)